

昭和村住宅リフォーム補助金利用案内

住宅リフォーム補助金制度

この補助制度は、村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に対して補助を行うものです。

詳しくは、下記内容をご覧ください。

◆補助対象者(次の条件すべてに該当する方)

1. 昭和村に住民登録(外国人登録を含む。)があり、対象住宅を所有している方
2. 住宅所有者および全世帯員に村税等の滞納がない方
3. 工事について、村の他の助成制度等を受けない方

◆補助対象住宅

村民が所有する村内の個人住宅

※賃貸住宅、事業用住宅は対象外。店舗等の併用住宅は個人住宅部分のみ対象。

※当該住宅について補助金の交付は一度限りです。

◆補助対象工事

村内業者(個人・法人)が施工する税込20万円以上のリフォーム工事

※年度内に完了する工事に限ります。

◆補助額等

1. 補助額 補助対象工事費用の10%(1,000円未満切り捨て)
2. 補助額上限 20万円

◆補助対象となる工事等(例)

※村内業者(法人・個人)が施工する工事に限ります。

区分	工事等
外部工事	屋根の葺き替え・防水・塗装、その他の屋根工事

	外壁の張替え・塗装、その他の外装工事
	雨樋の取替え・改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付け・取り替え、その他の建具工事
	バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事
内部工事	床・壁・天井の張替え、その他の内装工事
	床・壁・天井の塗替え、その他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取替え、襖・障子の張替え、その他の建具工事
	畳の入替え・表替え
設備工事 (内部工事に 関連して行うも のに限る)	ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事
	システムキッチンの取替え、その他の厨房工事
	洗面台・便器の取替え、その他の衛生設備工事
	給水管・配水管及びガス管の取替え、その他の配管工事
	配線・コンセント設置、その他の電気設備工事
その他工事	二重サッシの設置、断熱材の設置、その他断熱化のための工事
	基礎・土台・柱・壁・その他の構造部分の補強工事
	その他、村長が認める工事

◆補助対象とならない工事等（例）

※村外業者が施工する工事及び下記の工事は補助対象になりません。

区 分	工 事 等
建築・土木・その他の工事	住宅の新築工事、車庫の建築・増改築、門扉・塀の設置、造園工事、上下水道接続工事、住宅の解体のみの工事、シロアリ駆除、舗装工事、その他外構工事等
機器等の購入費及び機器等の設置に係る簡易な工事	カーテンの取替え、太陽光発電システム設置工事、電化製品等の購入、防犯機器等の購入、機器等の設置及び購入に係る簡易な工事等

◆申請方法

昭和村住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第6号)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて役場建設課へ提出してください。

※申請書は必ずリフォーム工事着手前に提出してください。

※郵送での申請は受付できません。

◆変更申請

申請後に工事の内容や工事金額に変更が生じた場合は、昭和村住宅リフォーム補助金交付変更申請書(様式第8号)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※変更申請書は必ず変更工事着手前に提出してください。

◆交付請求

工事完了後、昭和村住宅リフォーム補助金交付請求書(様式第10号)に必要事項を記入の上、必要書類を添えてすみやかに提出してください。

問い合わせ先

昭和村役場建設課

電話24-5111内線161・162
